

# 令和6年 自転車マナーアップ強化月間推進要綱

## 目 的

この強化月間は、広く府民に自転車利用に関する交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、自転車の安全適正利用を促進し、自転車利用者による交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 期 間

令和6年11月1日（金）から30日（土）までの30日間

## 強化月間の重点

- 自転車の交通ルール遵守の徹底
- 自転車のヘルメット着用の推進
- 放置自転車の追放

## スローガン

- 車だけ？ 交通ルールは 皆のもの
- じゅんびした？ じてん車のるとき ヘルメット
- ちょっとだけ みんなが困る その放置

## 強化月間の進め方

- 自転車利用者による交通事故や交通違反が社会問題となり、自転車利用者のマナーアップが望まれている現状をとらえ、強化月間の重点及び推進項目の趣旨が府民各層に定着して、府民一人ひとりが自転車利用に関する交通ルールを守り、交通事故の防止に寄与するよう、効果的に展開する。
- ポスター、公共交通機関等による構内放送、ホームページ等を活用した効果的な広報活動を行う。
- 市（区）町村を中心として、地域住民と一体的な交通安全運動を展開する。

## 11月の府内一斉交通安全指導日等

11月8日（金）	ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日
11月15日（金）	近畿交通安全デー、交通安全家庭の日 高齢者交通事故ゼロの日 シートベルト着用徹底の日
11月20日（水）	めいわく駐車・放置自転車追放デー ノーマイカーデー

## 自転車の交通ルール遵守の徹底 自転車のヘルメット着用の推進 放置自転車の追放

大阪府内における自転車の交通事故発生状況については、本年8月末時点において、交通事故件数、死者数、負傷者数は前年対比で減少しているものの、重傷者数は増加しており、また、過去5年累計で見ると、全交通事故死者・重傷者数のうち、自転車乗用中の交通事故死者・重傷者数が最も多く、全体の35.7%を占めており、全国の構成率と比較して約1.5倍高い状況にある。

自転車の交通事故の特徴として、違反別では、死亡し又は重傷を負った自転車側にも約8割の方に原因（法令違反）が認められ、年齢別では、負傷者は15歳から19歳の若年層が多く、死者及び重傷者は高齢者が多いという特徴がある。

また、自転車乗用中死者の人身損傷主要部位は頭部が約6割を占め、自転車乗用中の交通事故におけるヘルメット非着用時の致死率は着用時と比較して約1.9倍高いという状況にあるが、警察庁が発表した本年7月の全国のヘルメット着用率調査の結果では、大阪府の着用率は僅か5.5パーセントであり、未だ低い状況で推移している。

また、本年11月1日には改正道路交通法が施行され、自転車の「ながらスマホの禁止」が道路交通法に直接規定され罰則が強化されるほか、自転車の酒気帯び運転や周辺三罪（車両提供罪・車両同乗罪・酒類提供罪）の罰則も新設される。

このような状況を踏まえ、全ての自転車利用者に対し、交通ルール遵守の徹底を促していくとともに、ヘルメット着用促進に向けた広報啓発を更に推進していく必要がある。

加えて、未だ鉄道駅周辺には無秩序に自転車が放置されている現状を踏まえ、関係機関と連携し、集中的な広報・指導・撤去を行うことにより、広く府民に「自転車を放置しない」、「自転車を放置させない」という意識の高揚を図り、安全で快適な道路交通環境を構築していく必要がある。

### ◆ 推進機関・団体での推進項目

#### 【自転車の交通ルール遵守の徹底】

- 「自転車安全利用五則」に定められた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底に向けた広報啓発の推進
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底に向けた広報啓発の推進
- 改正道路交通法の規定（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の新設）についての周知の徹底
- 傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- 自転車をを用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

#### 【自転車のヘルメット着用の推進】

- 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・被害軽減効果に関する理解の促進
- ヘルメット着用の努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

#### 【放置自転車の追放】

- 鉄道事業者・地域住民等と連携した駅周辺、繁華街等における放置自転車の追放に関する啓発活動（駐輪場所案内を含む）及び放置自転車撤去活動の強化

### ◆ 広報・実践促進事項

#### ● 自転車に乗るときは

- 大人も子どももヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。
- 自転車は原則車道の左側端を通行しましょう。
- 歩道は歩行者が優先です。自転車の通行が認められている場合など、歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止しましょう。
- 信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全確認を徹底しましょう。
- 運転中のイヤホン・スマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。
- 夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。
- 未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときは、シートベルトを着用しましょう。
- 未就学児2人を自転車に乗せるときは、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろすときには、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。

- 万一の自転車事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 自転車は駐輪場等の決められた場所に駐輪しましょう。
- 地域・職場では
  - 地域交通安全活動推進委員、高年（齢）者交通安全リーダー等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。
  - 自転車乗用中の事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
  - 事業者や安全運転管理者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、自転車を利用する従業員に対し、交通ルールを遵守するよう指導を徹底するとともにヘルメットの着用を促進しましょう。
  - フードデリバリー関係事業者等は、自転車配達員を対象とした交通ルール遵守についての指導を徹底しましょう。
- 家庭では
  - 自転車の正しい乗り方について家族みんなで話し合い、交通ルールを守りましょう。
  - 自転車の運転中や歩行中の「ながらスマホ」の危険性について家族で話し合いましょう。
  - 自転車に反射材用品を取り付け、夜間の事故防止に努めましょう。
  - 万一の自転車事故に備え、ヘルメットを着用しましょう。
  - 自転車乗用中の事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
  - 自転車の定期的な点検整備を励行しましょう。

# 大阪府内における自転車の交通事故発生状況等

## ○ 自転車の交通事故発生状況

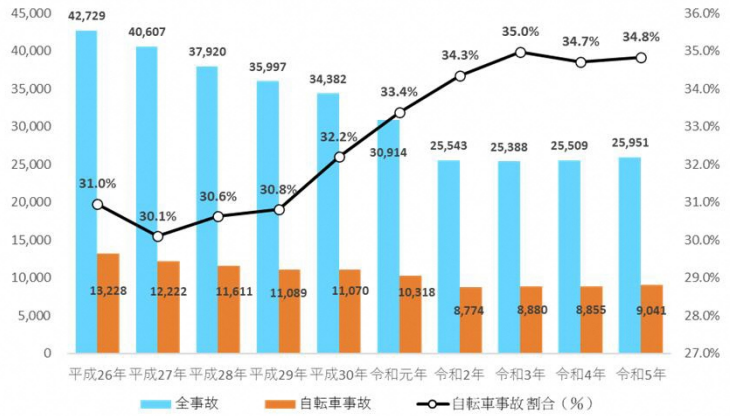
(令和6年8月末・確定値)

区分	年		前年対比	
	令和6年	令和5年	増減	増減率
件数	5,697 (35.4%)	5,786 (34.7%)	-89	-1.5%
死者数	19 (24.7%)	25 (24.8%)	-6	-24.0%
負傷者数	5,540 (29.6%)	5,643 (29.1%)	-103	-1.8%
重傷者数	736 (39.2%)	702 (36.2%)	+34	4.8%

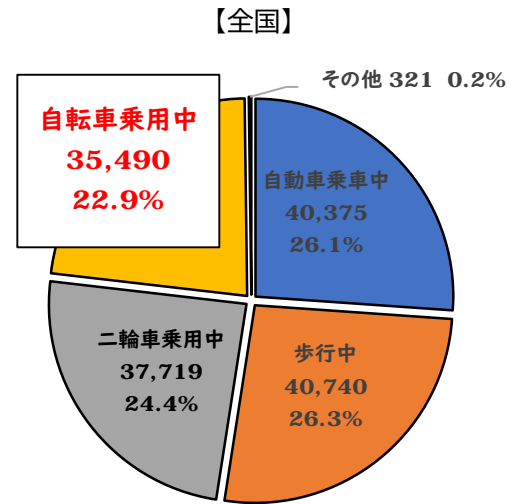
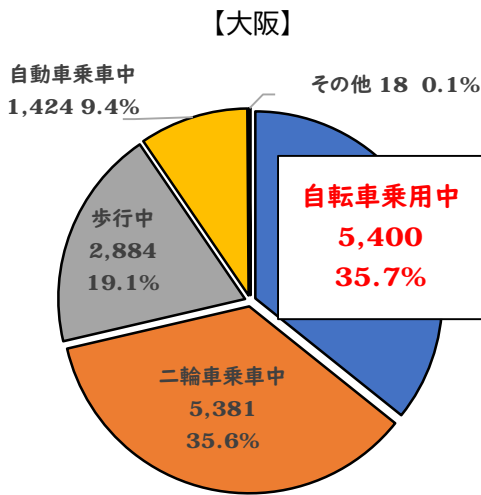
※ 件数は関連件数（1当又は2当）  
死者数、負傷者数は自転車自身の死傷者数を計上  
（ ）内は全事故に占める構成率を示す

## ○ 全交通事故件数に占める

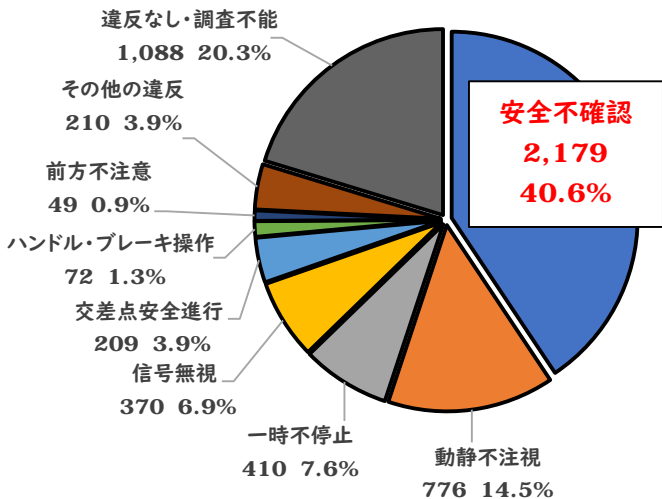
### 自転車関連事故件数の構成率（過去10年間）



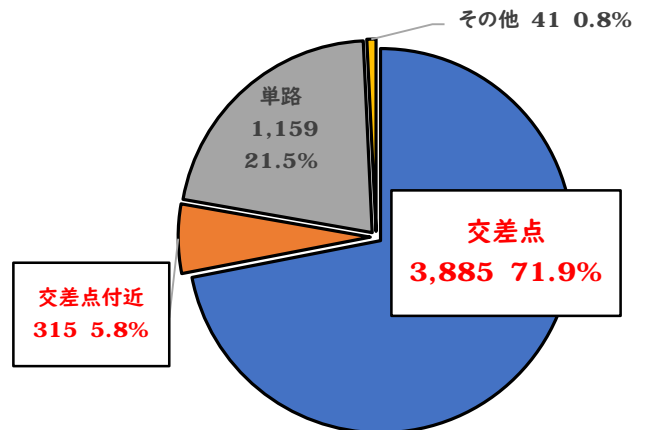
## ○ 状態別死者・重傷者数の構成率（令和元年～5年累計）



## ○ 違反別死者・重傷者数（令和元年～5年累計）



## ○ 道路形状別死者・重傷者数（令和元年～令和5年累計）



※ 自転車乗用中の死傷者数を計上

※ 自転車乗用中（1当＋2当）の死傷者数を計上

# 大阪府内における自転車の交通事故発生状況等

## ○ 年齢層別自転車乗用中の交通事故死者数・重傷者数・負傷者数（平成26年～令和5年累計）

- ・ 死者数・重傷者数は、高齢者（65歳～84歳）が多い
- ・ 負傷者数は、若年層（15歳～19歳）が多い

※ 自転車乗用中の死傷者数を計上

年齢		死者数		構成率		重傷者数		構成率		負傷者数		構成率	
0～4	10歳未満	1	3	0.3%	0.9%	18	191	0.2%	1.8%	482	3,987	0.5%	3.9%
5～9		2		0.6%		173		1.7%		3,505		3.4%	
10～14	10代	6	14	1.8%	4.2%	323	1,085	3.1%	10.4%	4,734	17,552	4.6%	17.1%
15～19		8		2.4%		762		7.3%		12,818		12.5%	
20～24	20代	13	27	3.9%	8.2%	505	969	4.9%	9.3%	8,812	17,086	8.6%	16.6%
25～29		14		4.2%		464		4.5%		8,274		8.0%	
30～34	30代	4	14	1.2%	4.2%	427	900	4.1%	8.7%	7,311	14,116	7.1%	13.7%
35～39		10		3.0%		473		4.5%		6,805		6.6%	
40～44	40代	11	24	3.3%	7.3%	535	1,168	5.1%	11.2%	7,159	14,256	7.0%	13.9%
45～49		13		3.9%		633		6.1%		7,097		6.9%	
50～54	50代	20	34	6.1%	10.3%	682	1,339	6.6%	12.9%	6,329	11,503	6.2%	11.2%
55～59		14		4.2%		657		6.3%		5,174		5.0%	
60～64	60代	21	54	6.4%	16.4%	758	1,698	7.3%	16.3%	4,715	10,240	4.6%	10.0%
65～69		33		10.0%		940		9.0%		5,525		5.4%	
70～74	70代	46	93	13.9%	28.2%	1,116	2,078	10.7%	20.0%	5,685	10,241	5.5%	10.0%
75～79		47		14.2%		962		9.2%		4,556		4.4%	
80～84	80代	38	62	11.5%	18.8%	681	916	6.5%	8.8%	2,768	3,664	2.7%	3.6%
85～89		24		7.3%		235		2.3%		896		0.9%	
90～94	90代	5	5	1.5%	1.5%	54	57	0.5%	0.5%	138	143	0.1%	0.1%
95～99		0		0.0%		3		0.0%		5		0.0%	
合計		330		100.0%		10,401		100.0%		102,788		100.0%	

## ○ 改正道路交通法 令和6年11月1日施行

### ◇ 自転車の運転中における携帯電話使用等（いわゆる「ながらスマホ」）について

#### ・ 改正前

罰則：5万円以下の罰金（大阪府道路交通規則）

#### ・ 改正後

主に交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

上記以外で、手で携帯電話等を保持して、通話や表示された画像を注視した場合

罰則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

### ◇ 自転車の酒気帯び運転等について

#### ・ 酒気帯び運転

##### 改正前

罰則：なし

##### 改正後

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

#### ・ 自転車の酒気帯び運転を幫助した者にも罰則が適用！

車両提供

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

同乗、酒類提供

罰則：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



### ※参考 酒酔い運転

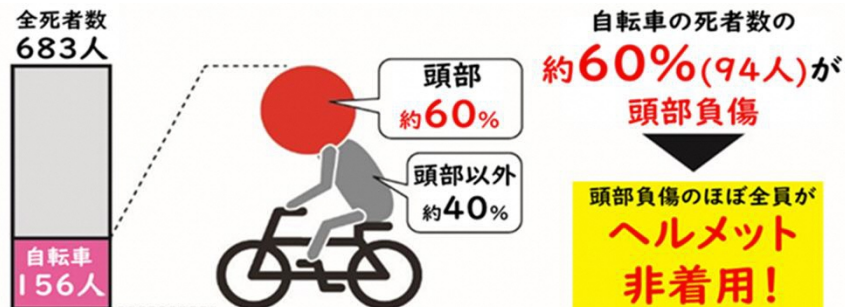
罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（変更なし）

# 大阪府内における自転車の交通事故発生状況等

## ○ ヘルメット着用状況別の致死率（令和元年～令和5年累計）



## ○ 自転車乗用中の交通事故死者の主要損傷部位（令和元年～令和5年累計）



## ○ 自転車安全利用五則（令和4年11月1日制定 中央交通安全対策会議交通対策本部決定）

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

ヘルメット  
かぶろうな！



©2014 大阪府もずやん